

第 1 総則

1 趣旨

この基準は、法、政令、施行規則、危政令、危規則、危告示、条例及び市危則に定める危険物規制事務を統一的に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 適用

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

3 経過措置

この基準適用の際、現に法の規定により許可を受け、又は設置されているものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、なお従前の例による。